

盛岡市民間建築物におけるアスベスト対策指導要綱

(平成17年11月14日市長決裁)

(趣旨)

第1 この要綱は、アスベストの飛散を防止し、良好な室内環境及び大気環境の保持を図るため、盛岡市アスベスト対策基本方針(平成17年11月14日市長決裁)第3第2号イ(ア)の規定に基づき、民間建築物に使用されている吹付けアスベスト及びアスベスト含有建材(以下「吹付けアスベスト等」という。)の管理及び除去等の飛散防止対策に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト 防音、耐火等を目的として、建築物の壁、柱、天井等に吹付けられた吹付け材のうち、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものをいう。
- (2) アスベスト含有建材 建築物に使用されている建材のうち、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するものをいう。
- (3) 除去 吹付けアスベストを建築物の壁、柱、天井等からはく離し撤去する工法をいう。
- (4) 封じ込め 吹付けアスベストを表面固化処理又は浸透固化処理により固定する工法をいう。
- (5) 囲い込み 吹付けアスベストを非石綿建材等で囲う工法をいう。

(アスベスト対策の指導)

第3 市長は、市域内の民間建築物の所有者又は管理者に対し、第4から第11までに規定するところにより吹付けアスベスト等の管理及び除去等の飛散防止対策に係る指導及び啓発を行うものとする。

2 市長は、吹付けアスベスト等に関する市民等からの相談に応じるものとする。

(吹付けアスベスト等を有する建築物の対応)

第4 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物に吹付けアスベスト等を確認した場合は、表面の状態及び施工場所の使用状況等を調査し、別に定める吹付けアスベスト等対策ガイドラインにより、対策をとるよう努めなければならない。

(吹付けアスベストの調査)

第5 民間建築物の所有者又は管理者は、設計図書等の関係図面及び目視等による調査を行い、吹付けアスベストの把握に努めなければならない。

2 民間建築物の所有者又は管理者は、アスベストが含まれるおそれのある吹付け材を確認した場合は、アスベストの含有調査を行うよう努めなければならない。

(吹付けアスベストの飛散防止対策)

第6 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物の飛散防止対策のうち、吹付けアスベストについて行う場合は、次に定めるところによるよう努めなければならない。

- (1) 吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況を勘案して適切な工法を選択し、民間建築物

の周辺環境及び利用実態等を考慮して対策を実施するものとする。

(2) 吹付けアスベストの除去を行う場合で、除去後に耐火、防音等の機能を補う必要があるときは、消防法等の関係法令に留意して対策をとるものとする。

(3) 民間建築物の周辺環境及び利用者等に影響を及ぼすおそれのある吹付けアスベストの除去等の場合は、看板掲示等の方法により、あらかじめ、作業内容を市民に周知するものとする。

(吹付けアスベストの維持管理)

第7 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物の維持管理を吹付けアスベストについて行う場合は、次に定めるところによるよう努めなければならない。

(1) 封じ込め又は囲い込みを実施した吹付けアスベスト 封じ込め又は囲い込みの対策を実施した場合は、その施工記録等の情報を設計図書等と合わせて保存するとともに、施工後おおむね年1回、施工場所を点検し、記録することとし、その結果、破損箇所を確認した場合は、速やかに補修その他飛散防止に必要な措置を行うものとする。

(2) 対策が未実施の吹付けアスベスト 吹付けアスベストの使用されている民間建築物において利用頻度の高い場所についてはおおむね月1回、それ以外の場所については、6月に1回、吹付け材の表面の状態及び施工場所の使用状況等を定期に点検し、かつ、記録することとし、点検により軽微な損傷を確認した場合は、速やかに補修その他飛散防止に必要な措置を行うものとする。この場合において、点検により飛散のおそれがあることを確認したときは、第4により再度対策をとるものとする。

(アスベスト含有建材の調査)

第8 民間建築物の所有者又は管理者は、設計図書等の関係図面及び目視等による調査を行い、当該民間建築物のアスベスト含有建材の把握に努めなければならない。

(アスベスト含有建材の飛散防止対策)

第9 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物の飛散防止対策のうち、アスベスト含有建材を使用する当該民間建築物の解体又は補修等に伴って実施するもの場合は、次の各号に定めるところにより実施するよう努めなければならない。

(1) 施工業者に対し、民間建築物に使用されているアスベスト含有建材に関する情報を提供するものとする。

(2) 民間建築物の周辺環境及び利用実態等を考慮して当該民間建築物の解体又は補修等を行うものとする。

(3) 民間建築物の周辺環境及び利用者等に影響を及ぼすおそれのあるアスベスト含有建材の解体又は補修等を行う場合は、看板掲示等の方法により、あらかじめ、作業内容を市民に周知するものとする。

(アスベスト含有建材の維持管理)

第10 民間建築物の所有者又は管理者は、当該民間建築物の維持管理のうち、アスベスト含有建材

について行う場合は、おおむね年1回、施工場所を点検し、記録するとともに、点検により飛散のおそれがあることを確認したときは、第4により再度対策をとるよう努めなければならない。

（関係法令等の遵守）

第11 民間建築物の所有者又は管理者は、吹付けアスベスト等の使用されている当該民間建築物の維持管理、除去等の対策及びその対策後の廃棄物処理にあたっては、この要綱に定めるほか、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守し、適正に行わなければならない。

（実施期日）

第12 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。